

カーボンフットプリント制度の概要について(詳細版)

2012年8月

経済産業省



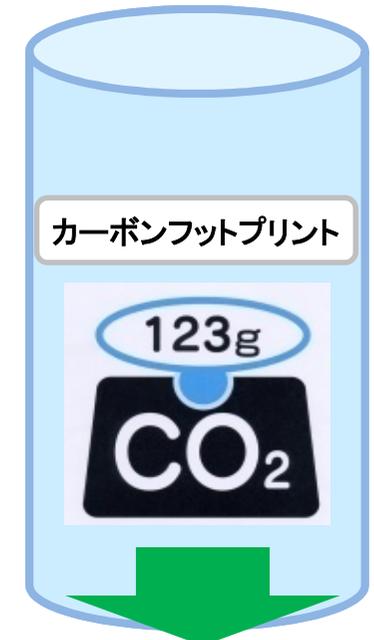
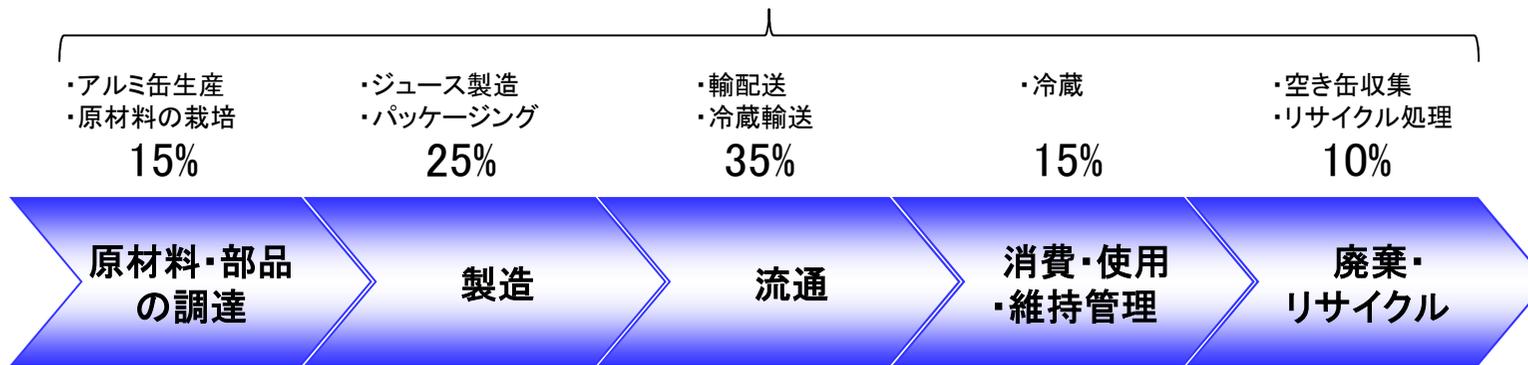
1. カーボンフットプリント(CFP)制度とは

- カーボンフットプリント制度とは、商品のライフサイクル全体で排出された温室効果ガスを二酸化炭素の排出量に換算して「見える化」する仕組みの一つ。
- 事業者・消費者双方が温室効果ガス削減に向けた行動をするため、一定のルールに基づいて算出した数値(物差し)。

カーボンフットプリント制度の意義(イメージ: 缶飲料)

事業者にとっての意義

CO2数値を表示できる高レベルのサプライチェーン管理(トレーサビリティ)のアピール



注: 数値は全て仮定

事業者間を超えた最適化
≒「ムダの見える化」

温室効果ガスの削減効果が
大きい部分を把握

消費者にとっての意義

環境調和型の消費行動のためのシグナル



2. なぜ今、「カーボンフットプリント」か

温室効果ガス排出量の「見える化」による地球温暖化対策

【国内】「低炭素社会づくり行動計画」（2008年7月）で、カーボンフットプリント制度を閣議決定。
温対法に明確に位置づけ、グリーン購入法に基づく基本方針にも盛り込んで閣議決定。

【海外】イギリスなどの世界各国で、カーボンフットプリント制度に関する具体的な取組がスタート。
ISOでも国際規格（「ISO14067」）を議論中。

【地球温暖化対策の推進に関する法律】（抜粋）

（日常生活における排出抑制への寄与）

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。（※）

（※）地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針（2008年12月12日）において以下のとおり規定。

事業者は、日常生活用製品等について、当該製品等の環境性能等及びその認証等を表示する標章や、低炭素社会づくり行動計画に記載されたカーボン・フットプリント制度等の「見える化」の活用により、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量等について、当該日常生活用製品等への貼付、陳列棚やレシートにおける表示、インターネット等を通じた情報の提供を行うよう努めること。

【「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定）」（抜粋）

3. その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

（6）環境物品等に関する情報の活用と提供

～各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための新たな取組であるカーボン・オフセット認証ラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。

4. CFP制度試行事業(平成21年度～平成23年度)

- ISO等の国際的な制度協調を図りつつ、当初より平成24年度以降の民間移行を睨み、試行事業を推進。
- サービス分野の実証や広範囲PCRの更なる実証を進めると共に、民間移行に向けたとりまとめ作業を実施。

